

災害廃棄物の広域処理に関する要請に対する回答及び
今後の取組方針について

平成24年4月17日
環境省

1. 経緯

平成24年3月13日の関係閣僚会合において、野田総理から広域処理の受入れについて、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、都道府県等に文書で正式に要請する旨の発言があった。

これを受け、平成24年3月16日に野田総理及び細野環境大臣より特措法第6条第1項に基づく受入れ要請文書を、まだ受入れを表明していない35道府県及び10政令市（計45自治体）に発出し、検討結果を4月6日までに連絡いただくよう依頼した。

また、3月23日及び30日に、受入れを表明している8府県及び同府県内の8政令市に対して行った要請により、既に実施中の東京都を含めて、約140万トンの広域処理が現実的なものとなりつつある。

2. 回答状況

受入れについて具体的な回答をいただいた自治体がある一方、まだ広域処理の必要性、安全性に関する説明が不足していると指摘する自治体もあった。

<広域処理の受入れについて具体的な回答のあった自治体>

①受入検討量について具体的に回答あり（3県1政令市）

《計 約22万トン（受入期間を1.5年と想定）》

富山県（1市2組合）、石川県（2市）、山梨県（4市町村、4組合）、
北九州市

②道府県のうち受入検討自治体名について具体的に回答あり（6府県）

新潟県（5市）、岐阜県（19市町村、3組合）、滋賀県（3市1組合）、
京都府（4市町）、鳥取県（1市）、福岡県（1市1組合）

③受入れの方針等について具体的に回答あり（8 道県、4 政令市）

北海道、茨城県、栃木県、千葉県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、
千葉市、新潟市、京都市、神戸市

※ 1の約140万トンに2①の約22万トンを加え、約162万トンの広域処理
が現実的なものとなりつつある。

3. 今後の取組方針

受入れに対して具体的な回答をした①～③の自治体のうち、既に被災地との間で調整が行われているなど、受入れの可能性の高い自治体に対しては、最優先で広域処理の実現を図る。その他の自治体に対しては、広域処理を行う災害廃棄物の精査など、被災地における搬出の準備状況を踏まえ、段階的に受入れを図っていく。

説明が不足していると指摘のあった自治体については、第三者の確認を受けつつ、先行事例のデータを積極的に提供し、引き続き丁寧に説明していく。

さらに、受入自治体の理解を深め、安心の確保を進めるため、説明会や現地見学会の開催及び一般向けの広報の充実を図る。

また、民間事業者（セメント、製紙等）について、関係省庁と連携しつつ、今回の自治体回答に照らし実現可能性が高いものについて協力要請を具体化する。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく
広域的な協力の要請について(道府県市回答)

- ①: 受入自治体、量を回答
②: 受入自治体を回答
③: 受入方針を回答

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
北海道	<p>災害発生から1年が過ぎて、被災地の状況はなおも厳しく、一日も早い復旧・復興のためには、災害廃棄物の広域処理が不可欠であることは、道としても十分に認識しているところであり、この度の大臣からのご要請に対しましては、道として積極的に協力する旨、ご回答申し上げます。</p> <p>現在、道では、受入に前向きな意向を表明している市町村等に職員が出向き、民間事業者の活用も含めた、具体の受入方法や適切な基準などについて、マッチングに必要な調査票を用いながら、共同で検討を進めているところであります。</p>	③
札幌市	<p>安全に処理することが可能な災害廃棄物については、受入れの用意がありますが、現在、国から示されている基準や指針では、放射線物質に汚染された災害廃棄物の処理体制として、安全の確証が得られる状況にないと考えており、現時点で安全性が明確にされていない災害廃棄物を受け入れることはできません。</p>	
茨城県	<p>先に要請のあったこのことについて、本県も被災県であり発生した膨大な災害廃棄物の処理に追われているところであるが、同じ日本国民として、被災地の復旧・復興を支援していきたいので、県内災害廃棄物の処理に目処がつき次第、広域処理を受け入れられるよう前向きに検討を行っているところである。</p> <p>受入れが可能な災害廃棄物の種類や量、時期などの具体的な受入条件については、今後、市町村及び民間廃棄物処理事業者等との意見交換を踏まえて調整したい。</p>	③
栃木県	<p>広域処理の重要性に鑑み、東北地方の被災地の一日も早い復旧・復興のため、県内市町村と連携し、木くず等可燃物について、受入れを実現したい。</p>	③
千葉県	<p>現時点では、埋立処分場を有しており比較的残存容量に余裕がある一部の市町村に対して、受け入れについて調整しているところです。また、埋立処分場は有していないが中間処理施設の能力に余裕がある市町村では、埋立処分場が確保されれば受け入れ可能との意向があります。</p>	③

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
千葉市	本市では、岩手県陸前高田市の災害廃棄物について、受入れを前提に協議を行っている。 ただし、受入れに当たっては、下記事項を満たすことを条件とする。 ・地元住民の理解が得られること ・放射線測定の結果、安全が確認できる数値であること	③
新潟県	本県においては、長岡市、三条市、柏崎市及び新発田市が、平成24年3月31日、新潟市と5市共同で受入表明を行ったところです。 がれきの受入れについての地域のコンセンサスが得られていない中で、県としては、県民に説明できる十分な情報を持っておらず、直ちに受入れを決められる状況には至っておりません。	②
新潟市	平成24年3月31日に新潟県内で検討を進めていた長岡市、三条市、柏崎市、新発田市とともに、受け入れに向けた本格的な準備を進めることを記者会見で表明した。	③
富山県	受入れを検討している市町村等の検討状況を踏まえて、岩手県と事務レベルの協議を開始し、4月9日には石井富山県知事が直接、岩手県知事と受入れについて会談する予定となっている。 岩手県からは、山田町、大槌町の可燃物の受入れを検討してほしい旨の要請を受けており、富山県からは検討状況等を岩手県側に示し、協議しているところである。	①
石川県	県内の2市において受入を検討する意向を表明しております。	①
福井県	災害廃棄物の広域処理については、安全が確保されることを前提に、可能な範囲で対応したい。	
山梨県	市町村等に対する調査の結果、被災地の早期復旧、復興のための広域処理の必要性から、施設の処理能力に余力のある市町村等からは、条件付きで受け入れの検討が可能との回答を得た。	①
長野県	現時点では、直ちに東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理を受け入れることは難しいが、今後国の明確な見解及び方針が示されれば、県内市町村等と意見交換を行っていく考えです。	

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
岐阜県	当県は処理施設を有しておらず、直接的に受け入れることはできないことから、県下市町村長を緊急招集して検討を要請するとともに、環境省主催の市町村向け説明会を開催して検討に向けた環境を整えた。 また、受け入れに関する意向について、ヒアリングを含め調査を行った。 その結果、19市町村、3一部事務組合において「検討する用意がある又は現に検討している」状況にある。	②
愛知県	本県は、広域処理の対象となる災害廃棄物の受入れを決定し、そのための検討を進めます。受入れに向けて、今後、県内の市町村と連絡・調整を図っていきます。	③
名古屋市	処理の効率性に加え、被災地への投資、雇用の拡大といった復旧復興の観点からも、災害廃棄物の現地処理をさらに促進させるよう併せて要望します。	
三重県	当県は市長会・町村会と連携し協議を進めているところであり、今回の国からの協力要請を受けて、県としても受入基準や処理手順等をガイドラインとして取りまとめるなど一定の責任を果たし、要請に沿った判断を市町が出せるような環境づくりを進めるとともに、4月中旬における市長会、町村会との一定の合意を目指していきます。	③
滋賀県	市町・一部事務組合の検討状況 ①受入を検討している。 なし ②条件付きで受入検討 4市・一部事務組合 ③検討中 4市町 ④受入困難 13市町・一部事務組合 ⑤検討していない。 1一部事務組合 ⑥その他 3市・一部事務組合	②
京都府	京都府としては、「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」に基づき、市町村等の協力のもと、試験焼却により安全性を実証し、住民の理解を得て受け入れていきたい。	②
京都市	処理の対象とする災害廃棄物は、関西広域連合の統一基準に示された可燃物を原則とし、近畿2府4県共通の埋立処分場である大阪湾圏域広域処理場(フェニックス)への埋立てに関する安全性の検証や本市クリーンセンターでの試験焼却による安全性の検証により、安全性を確保できることが確認できれば、政令市をはじめ廃棄物処理施設を有する自治体とともに災害廃棄物を受け入れる方向で、焼却や埋立に関する具体的な検討を行っていく。	③

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
兵庫県	<p>県では、関西広域連合で作成した「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」に基づき、処理対象を可燃廃棄物とし、県内市町に協力を要請していくこととしています。</p> <p>今後、4月9日に説明会を開催し、それぞれの市町の状況を把握のうえ、具体的な受入可能量等を回答します。</p>	③
神戸市	<p>本市においては、市民の安全・安心が確保されることを前提に、東日本大震災により生じた災害廃棄物のうち可燃性廃棄物を受け入れ、クリーンセンターにおいて焼却することを想定しております。</p>	③
奈良県	<p>国からの協力要請を受け、4月13日(金)に県内市町村長への説明会を開催する。災害廃棄物の県内受け入れは、①安全の確保、②県民・地域住民の理解、③受入施設の余力(特に焼却灰の最終処分先確保)などが条件となるが、今回の説明会を皮切りに、個々の疑問や課題等について国に明確な説明及び情報提供を求めながら、関心のある市町村とともに前向きに検討してまいりたい。</p>	
和歌山県	<p>本県は廃棄物処理施設を保有していません。県下の市町村には焼却能力に余裕があるところも若干あるので、国からの要請を全市町村に通知し、意向確認をしていますが、現時点で受け入れ可能とする市町村はありません。</p>	
鳥取県	<p>受け入れ可能(1)、現時点で判断出来ない(5)、受入が困難(5)、施設がない(13)</p>	②
島根県	<p>受け入れに関しての市町村からの回答(4月6日現在)は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件がクリアされれば受け入れる方向で方向で検討したい(4団体) ・現時点で受け入れの可否は判断できない(5団体) ・受入は極めて困難(6団体) ・回答を保留(4団体) 	③
岡山県	<p>被災地の早期復興のため負担を分かち合う観点から、県民の安全安心の確保を前提として、受け入れの主体となる県内市町村等に対し、必要な助言、技術的支援を行ってまいりたいと考えております。</p>	
岡山市	<p>本市では、放射性物質の含まれるおそれのある災害廃棄物について、安全性が確保でき、市民の理解が進むのであれば、地元の理解を得つつ受け入れについて対応していくこととしています。</p> <p>県内での災害廃棄物の受け入れに関して、広域処理を推進するためには、県を中心とした県内自治体の連携は不可欠であります。</p>	

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
広島県	被災地の早期復興のためには、災害廃棄物の処理を全国が協力して迅速に進めていくことが重要であり、本県としても、最大限協力すべきものと考えております。 一方、受入については、国において、放射性物質についての不安を払拭し、処理の安全性について、国民の理解と信頼を得ることが、何よりも重要であると考えますが、国民の理解は、極めて不十分な状況にあると考えております。	
広島市	本市としては、現在の県と国との意見交換の結果を待って、被災地の復興支援に取り組むことの重要性和市民の安全性の確保の必要性に配慮した対応方針を検討していきたいと考えています。	
山口県	近く、県とともに、貴省からも担当職員に御出席いただいて市長協議会を開催し、今後の対応を協議することとしているとのことです。	
徳島県	調査結果については、住民の放射能に対する不安や安全性についての問題などから、受け入れを前向きに検討する市町村等はありませんでした。	
香川県	今後、県民の御理解を第一に、東京都などの先行事例での処理状況を踏まえながら、市町等へきめ細かな情報提供を行うとともに、各市町長と情報交換の機会を設け、課題の共有化に努めるなど、災害廃棄物の広域処理に関する議論を深めて、被災地支援と県民の安全・安心の両立を図っていききたいと考えている。	
愛媛県	今後、国による環境整備が十分になされ、県民の安全・安心が担保された場合には、受け入れに協力したいと考えている。	
高知県	高知県としても、また多くの市町村等においても被災地の復興に協力していきたいと考えていますが、未だ検討段階で最終判断に至っていない市町村と一部事務組合が多い状況です。	
福岡県	意向を確認したところ、北九州市につきましては、本日、同市から国に報告があったとおり、今後、受入方法や健康への影響などについて専門家を交えて、精緻な議論を進めることとされており、受け入れの可否の判断については、これらの検討結果を市民や議会に示した上で最終的に判断したいとされております。 また、政令市以外では、田川群東部環境衛生施設組合(香春町、添田町、大任町及び赤村)が災害廃棄物を受け入れる方向で内部検討中であります。 今後は、これらの市や組合と個別、具体的に協議を進め、その意向も踏まえて、受け入れ条件等について、国や被災地との調整を行うなど、県としてできる支援を積極的に行ってまいります。	②

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
北九州市	<p>細野環境大臣から平成24年3月25日に「宮城県石巻エリアの災害廃棄物処理」の依頼を受け、本市では受入団体である東京都の視察を3月末に行うとともに、4月初旬には宮城県及び石巻市に職員を派遣し、実態の把握に努めている。これらの状況を踏まえ、今後、スピード感を持って、受入方法や健康への影響などについて、専門家を交えて、精緻な議論を進めることとしている。</p> <p>受入の可否の判断については、これらの検討結果を市民や議会に示したうえで最終的に判断したい。</p>	①
福岡市	<p>福岡市における災害廃棄物の受け入れにつきましては、福岡市の埋め立てが焼却灰を雨水と空気に接触させて分解・安定化を促進させる「福岡方式」という他の自治体とは異なる埋立方法で行っていることや、埋立場から出る浸出水中の放射性セシウムは現在の技術では汚水処理場で除去できないこと、その処理水は閉鎖性の強い博多湾に放流されることなど、福岡市の埋め立てにはこうした物理的な特性があるため、技術的な面での安全性の確証が得られておらず、困難と判断しています。</p>	
佐賀県	<p>4月9日に国から県・市町への説明会の開催を予定していますので、県内市町の首長とともに、その場でまず国の考え方や説明をしっかりと聞かせていただくこととしています。</p>	
長崎県	<p>本県における災害廃棄物の処理については、処理施設を有する市町等の協力が不可欠であり、かつ、被爆県であるという県民感情にも配慮する必要があることから、安全性確保のための具体的な方策について、現在、市町も交えて協議を進めているところであります。</p>	
熊本県	<p>放射性物質に汚染された廃棄物を受入れて処理することがこれまでなく、初めてのことであり、受入れ主体である行政関係者の不安が大きい状況にあります。</p> <p>このため、まず、国から十分な説明を行っていただくことが必要と考えており、県内の市町村等に対し、国が説明する機会を設けたいと考えています。</p>	
大分県	<p>県民や市町村には、放射性物質による健康への被害や環境汚染、風評被害への不安が根強く、また、施設の処理能力などの問題があり、現在のところ明確に受け入れを表明している市町村等はありませんが、条件が整えば、受け入れを検討すると考えているところもあります。</p>	
宮崎県	<p>本県としましては、災害廃棄物の広域処理については、一般廃棄物の処理施設を有する市町村長の判断を尊重したいと考えており、現時点では、県内の市町村で受け入れると判断されているところはありません。</p>	

	回答内容(抜粋)	受入回答状況
鹿児島県	<p>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理は、全国民の共通の課題であるが、災害廃棄物の受入に当たっては、将来にわたって安心して受け入れられる環境整備や住民の理解が必要であることから、本県としては、市町村等の意向を踏まえ、国等と連携を図り、広域処理が推進されるよう取り組みたいと考えています。</p>	
沖縄県	<p>調査の結果、「受け入れる方向で現在検討している」、又は「受け入れる方向で今度検討していく」とする市町村等はありませんでした。 一方、「現時点では判断はできない」という回答した市町村等があることから、県としては、今後とも意見交換等を行っていきたいと考えております。</p>	

災害廃棄物を埋立処分する自治体の最終処分場整備に対する支援

自治体

既存の処分場に
災害廃棄物を埋立処分



残余容量が減少



新たな最終処分場の整備が必要

追加支援

<国の支援の内容>

復興事業（「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間は10年間（平成32年度まで）と規定されており、その期間に実施されるもの）として当該自治体が新たに最終処分場を整備する場合、循環型社会形成推進交付金等により以下の費用を国が全額支援。

- 最終処分場の整備費のうち、災害廃棄物を埋め立てた容量に相当する費用。
- 最終処分場の用地取得費のうち、災害廃棄物を埋め立てた容量に相当する費用。